

小樽市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

制定 令和5年3月27日
小樽市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

小樽市においては、地理的制約から傾斜地が多く、また面積的にも農地がまとまって形成している地域は少ない中、農業者の高齢化や担い手不足などにより耕地面積及び農家戸数は減少しており、今後遊休農地の発生が懸念されることから、その発生防止・解消、さらには担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進などに取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、法第7条第1項に基づき、農業委員が活動を通じて「農地等の利用の最適化」を進めるための小樽市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員及び推進委員の改選期に合わせて検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合(B/A)
現状 (令和5年3月)	183 ha	0 ha	0 %
3年後の目標 (令和8年3月)	183 ha	0 ha	0 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農業委員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日

付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

- ② 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。
- ③ 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率(B/A)
現状 (令和 5 年 3 月)	183 ha	34.29 ha	18.7%
3 年後の目標 (令和 8 年 3 月)	183 ha	40 ha	21.9%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10 年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成に主体的に取り組む。
- ② 市、農地中間管理機構、農協等の関係機関と連携し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。
- ③ 地域の農地利用の状況や耕作者の状況を踏まえ、農地の出し手と受け手の意向を考慮し、農地集積・集約化のための利用調整・交換について利用権設定を活用し推進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現状 （令和5年3月）	0 人	0 法人
3年後の目標 （令和8年3月）	3 人	0 法人

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 市、北海道、農協、農地中間管理機構等の関係機関と連携し、農地の借入れ意向のある参入希望者の情報を共有し、新規就農への支援を行う。
- ② 新規参入者に対して、地域の担い手として農業経営ができるよう関係機関と連携し、参入後のフォローアップに努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。